



●鳥取県教育委員会も子育てを応援しています

子どもにとって、「遊び」は大切な「学び」です!!

砂遊び：4歳児の例

友達との遊びを真似たり、一緒に遊ぶ方法を話したりすることで、人と関わる楽しさに気付く。



共通の目的に向かって、友達と協力して取り組む楽しさを味わう。

砂の色の違いや性質に気付き、試したり工夫したりする。

団子の数を数えたり、大きさを比べたりして、数量や図形などに興味をもつ。

家庭や園で「遊び」を通して身に付けた力は、義務教育以降の学びの土台となります。

家族と一緒に遊ぶ時間を大切にし、お子さんが好きな遊びに集中して、繰り返し楽しんだり、新しい遊びに挑戦したりする姿を見守り、一緒に「遊び」を楽しみましょう。

毎日の積み重ねが子どもの未来をつくります。子どもの思いや夢を応援しましょう!
家庭は子どもの健やかな育ちの基盤であり、すべての教育の出発点です。



子どもの未来は家庭から

たくましく・夢を持って・自立できる子どもを育てる 4つのポイント

生活習慣を身につけよう

- ・早寝・早起き・朝ごはんで生活リズムを整えましょう。
- ・家庭学習やメディア使用に家庭のきまりを作りましょう。



生きる力を育てよう

- ・あいさつやマナーの手本を示し、人と関わる力や判断力を育てましょう。
- ・家族の一員として役割を与えましょう。



夢を育てよう

- ・親の勤勉な姿、挑戦する姿勢、楽しむ姿を見せ、一緒に夢を語りましょう。
- ・読書や体験で、感性や知的好奇心を育みましょう。



広い心で受けとめよう

- ・子どものできる力を信じ、見守るゆとりを持ちましょう。
- ・良いこと・悪いことを自分で判断できるように、愛情をもってほめたり叱ったりしましょう。



問い合わせ先：鳥取県幼児教育センター
(鳥取県教育委員会事務局小中学校課)



鳥取県教育委員会事務局社会教育課



鳥取県福祉のまちづくり推進事業補助金

鳥取県では、民間特別特定建築物（飲食店、物販店、百貨店、ホテル等（※1））のバリアフリー改修工事費用の一部を市町村と協調して助成（※2）しています。

※1 特別特定建築物とは、不特定かつ多数の者が利用、又は主として高齢者、障がい者等が利用する建物

※2 補助金の申請先は建築物のある市町村です。（市町村が制度を設けていない場合は、ご利用いただけません。）

◎特別特定建築物を改修する場合の主な事業と補助額 （補助対象限度額の2/3が補助金の限度額）

事業	補助金額 （上限）	要件等
既存建物の 洋便器化、 ベビーベッド、 ベビー チェア等の 整備	370万円	個別限度額 ・便器の洋式化 33.3万円/箇所 ・ベビーベッド 13.3万円/箇所 ・ベビーチェア 6.6万円/箇所 等

◎とっとりUD施設認証制度（※3）を利用する場合の 主な事業と補助額

事業	補助金額（上限）
キッズルーム又は授乳室を設置	73.3万円

※3 とっとりUD施設認証制度とは、条例の整備基準に適合し、さらにハード、ソフトの両面でUD整備を行う施設を取組内容に応じて3段階で格付・認証する制度。

※補助の対象外となる場合もありますので
詳しくは各市町村窓口へお問合せください。



条例及び補助金に関するお問い合わせ

県庁住宅政策課

電話 0857-26-7391 ファクシミリ 0857-26-8113
ホームページ <https://www.pref.tottori.lg.jp/74758.htm>

ご相談は各市町村窓口へ

各市町村の担当窓口と連絡先と補助制度の創設状況（R6.6現在）

市町村名	部課名	電話番号	補助制度 創設状況
鳥取市	建築指導課	0857-30-8361	○
米子市	建築相談課	0859-23-5227	○
倉吉市	建築住宅課	0858-22-8175	○
境港市	建築営繕課	0859-47-1062	○
岩美町	健康福祉課	0857-73-1333	○
若桜町	福祉保健課	0858-82-2232	○
智頭町	地域整備課	0858-75-4113	○
八頭町	福祉課	0858-72-3590	○
三朝町	福祉課	0858-43-3520	○
湯梨浜町	福祉課	0858-35-5374	○
琴浦町	福祉住宅課	0858-55-7805	○
北栄町	福祉課	0858-37-5852	○
日吉津村	建設産業課	0859-27-5953	○
大山町	総合福祉課	0859-54-5231	○
南部町	町民生活課	0859-66-3114	—
伯耆町	福祉課	0859-68-5534	○
日南町	福祉保健課	0859-82-0374	○
日野町	建設水道課	0859-72-0350	—
江府町	総務課	0859-75-2211	—

ハートフル駐車場利用者証制度

障がいや高齢などで歩行が困難な方、あるいはけがや出産前後で一時的に歩行が困難な方（※）などが県と協定を結んだ施設の専用駐車スペースを適切に利用できるよう、「ハートフル駐車場利用証制度」を導入しています。（平成21年10月1日より）駐車場利用にあたっては申請手続きが必要です。



ハートフル駐車場看板



利用証

※妊娠7か月から産後1年半（多胎の場合は3年）までの方又は1歳6か月未満（多胎の場合は3歳未満）の子どもを同伴する方。ただし、産後については、該当の子どもを同伴する場合に限る。

利用できる
駐車場は
こちら

（QRコード）▶



お問い合わせ先：鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局福祉保健課
電話：0857-26-7142
メール：fukushihoken@pref.tottori.lg.jp

子育て応援駐車場



子育て応援駐車場看板

妊娠中の方や就学前の乳幼児等を連れた方など（※）が駐車時に安心して乗り降りできるよう、対象者を優先する駐車スペースの設置を進めています。駐車場の利用にあたり、申請手続きは不要です。

※施設によって対象者が異なる場合がありますので、各施設の表示をご確認ください。

お問い合わせ先：
鳥取県子ども家庭部子育て王国課
電話：0857-26-7148
メール：kosodate@pref.tottori.lg.jp

設置済みの
県関係施設は
こちら
（QRコード）▶



とっとり

子育てに便利な一冊

子育て応援 ガイドブック

鳥取県の子育て情報を集めた
お役立ち情報いっぱいの
「子育て王国とっとりサイト」も
よろしくね!



子育て王国とっとり
サイト



発行：鳥取県

子ども家庭部子育て王国課

〒680-8570 鳥取市東町1丁目220 TEL 0857-26-7148 FAX 0857-26-7863
E-mail / kosodate@pref.tottori.lg.jp <http://www.kosodate-ohkoku-tottori.net>

